

# 国際法は言語をどのように保護しているか？

— Jacqueline Mowbray の所論に依拠して —

西 海 真 樹

はじめに

## I 国際法による言語保護の現状

1. 個人的権利を保護する国際人権法
2. 集団的権利を保護する少数者保護法
3. 文化保護法

## II 国際法による言語保護の評価

1. 個人的権利を保護する国際人権法
  2. 集団的権利を保護する少数者保護法
  3. 文化保護法
- おわりに

国際法は言語をどのように保護しているか？（西海）

地球社会には、はるか以前から多様な文化が存在している。文化とその表現を保護し、文化間の相互交流を促進することは、人類の存続のためにも平和の実現のためにも必要なことである<sup>(1)</sup>。ユネスコの文化多様性宣言にしたがひ、文化を「特定の社会または社会集団に特有の精神的、物質的、知的、感情的特徴を合わせたものであり、芸術・文学のみならず生活様式、共生方法、価値観、伝統、信仰も含むもの」と捉えた場合、言語はそのような文化を構成する重要な要素である。それは、コミュニケーション手段であるにとどまらず、歴史的に形成された生活・思考様式を伝え、個人および集団のアイデンティティを表現する第一の媒体である。言語なしに文化を継承・発展させることは、ほぼ不可能といつてよい。

二〇一七年に国連総会は二〇一九年を国際先住民族言語年 (International Year of Indigenous Languages) と定める決議を採択した。同決議は、言語がコミュニケーション、教育、社会の統合・発展の手段であると共に人々のアイデンティティ、歴史、伝統、記憶の宝庫でもあると述べ、先住民族の言語が消滅の危機に瀕しており、その言語を保全・活性化するため国内・国際レベルで緊急に措置をとる必要があると警鐘を鳴らし、その言語を保護・発展させることは、それらの言語を話す人々に利益をもたらすにとどまらず、この世界の豊かな文化多様性にそれらの言語が貢献していることを他者が知る機会にもなる、と説いている<sup>(2)</sup>。

本稿は、「言語的正義」の観点から国際法による少数者言語の保護について精力的に研究しているジャッククリン・モウブレーの所論<sup>(4)</sup>に依拠して、現代国際法が少数者言語をどのように保護しているか、そこにどのような問題点や課

題がみいだされるかを考察するものである。

以下では、まず、モウブレーの分類にしたがい、国際法による少数者言語の保護を「個人的権利を保護する国際人権法によるもの」「集団的権利を保護する少数者保護法によるもの」「文化保護法によるもの」の三つに分けて、それぞれの法による少数者言語の保護の現状を紹介する（Ⅰ）。次いで、これら三つの法による少数者言語の保護の現状を評価する（Ⅱ）。最後に、このようなモウブレーの所論全体についての筆者の見解を述べる（おわりに）。

## Ⅰ 国際法による言語保護の現状

モウブレーは、国際法の言語保護の現状を三つの法分野に分けて考察している<sup>(5)</sup>。第一に個人的権利を保護する国際人権法である。この法は、個人の言語能力の限界が差別の根拠とならないよう、それがさまざまな人権・自由を享有するさいの障害とならないよう求めている。第二に集団的権利を保護する少数者保護法である。この法は、少数者集団のアイデンティティの一面として言語を保護している。第三に文化保護法である。この法は、文化多様性の一面として、また、人類の文化遺産の一面として言語を保護している。これらの法による少数者言語の保護のしかたは、当然のことながら互いに異なり、一様ではない。この後すぐに紹介するように、モウブレーは、これら三つの法分野における言語保護規定の検討と紛争解決機関による解釈・適用をふまえて、各分野の言語保護の現状を導き出している。

1. 個人的権利を保護する国際人権法<sup>(6)</sup>

個別的権利を保護する国際人権法は、個人が自らに固有の言語または自らが選択する言語を用いる権利を、さまざまな文脈において規定している。この法カテゴリーは、言語にもとづく差別の禁止、表現の自由の保障、文化の一面としての言語の保護、法廷における言語の保障、教育への権利保障・私的家族的生活の尊重<sup>(7)</sup>にかんする条約規定から構成される。

まず、言語差別を禁止する規定がある。人権を享有するさいに個人は言語を理由とした不利益を被ることがあってはならず、したがって言語差別は禁止される。その代表的規定は「(略)法律は、あらゆる差別を禁止し(略)言語(略)などのいかなる理由による差別にたいしても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する」と定める自由権規約二六条である。<sup>(8)</sup>紛争解決機関は、これらの規定に依拠して言語権を保護してきた。自由権規約委員会は、ナミビアがアフリカンス語を話せる場合であっても申請者とアフリカンス語で意思疎通しないよう公務員に求めたことは、言語にもとづく差別であつて自由権規約二六条違反であると認定した。<sup>(9)</sup>欧州人権裁判所は、チェコが多数のロマの児童が話さないチェコ語の試験にもとづいてこれらの児童を「特別学校」に入れたことは欧州人権条約の差別禁止規定に違反すると判示した。<sup>(10)</sup>人および人民の諸権利にかんするアフリカ憲章委員会は、英語圏企業に基本文書をフランス語に書き換えるよう求めることを防止する措置を銀行にたいしてとらなかつたことを理由に、南カメルーンは英語圏企業を不法に差別したと認定した。<sup>(11)</sup>

第二に表現の自由を保障する規定がある。<sup>(12)</sup>表現の自由を保障する規定は、表現内容を保護するだけでなく、その内

容を表現するために用いられる言語も保護してきた。たとえば、自由権規約委員会は、カナダ・ケベック州の法律が屋外の商業広告にフランス語のみを用いるよう要求しているのは、ケベック州の少数者である英語話者であり英語広告を出すことを望んでいた申立人の表現の自由の権利を侵害していると述べた。<sup>(13)</sup> 欧州人権裁判所は、選挙期間中トルコ語以外の言語を用いた立候補者に刑事罰を科しているトルコの法律を適用して、トルコが選挙期間中にクルド語を用いた原告を処罰したことは、原告の表現の自由への違法な干渉であると判示した。<sup>(14)</sup> このように、表現の自由という権利は、表現内容を保護するだけでなく、個人が自分の選んだ言語によって表現する権利も保護しているのである。

第三に、文化の一側面としての言語保護にかなする規定がある。社会権規約一五条一項aは「すべての者が文化的生活に参加する権利」を規定し、締約国にたいして「文化の保存、発展、普及に必要な措置」をとるよう求めている<sup>(15)</sup>（同二項）。ユネスコ総会は一九七六年に「できるだけ多くの人々の文化的生活への参加にかなする勧告」を採択した。<sup>(16)</sup> 社会権規約委員会はこれを文化へのアクセス権と解釈してきた。<sup>(17)</sup> 社会権規約委員会は、文化を「生活様式や言語を含む人間存在の全表現を包摂する広い概念」と捉えており、<sup>(18)</sup> 言語は文化の一要素として保護の対象になる。同時に言語は、それを理解しない人々の文化へのアクセスを妨げる潜在的障害物にもなり得る。したがって国は、その社会の全構成員の言語において文化へのアクセスが可能になるよう努めなければならない。言語をこのように位置づけることにより、同委員会は、締約国が同委員会に提出する定期報告への総括所見（Concluding Observations）において言語に頻繁に言及し注意喚起するに至っている。たとえば、同委員会はモロッコのテレビ番組のなかにアマジク語（ベルベル語の原名）を用いるものがごく少数しかないことに懸念を表明し、<sup>(19)</sup> 先住民族の文化権行使に直接かわるものとして消滅の危機にある先住民族言語の保存を州レベルで促進するようアルゼンチンを奨励している。<sup>(20)</sup>

第四に、法廷における言語保障にかんする規定がある。それは、公正な裁判および手続を確保するという文脈において、警察または裁判所の用いる言語を話さない容疑者・被告人の権利を保護することを目的としている。自由権規約一四条三項は次のように述べる。「すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に少なくとも次の保障を受ける権利を有する。 a その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質および理由を告げられること。(略) f 裁判所において使用される言語を理解することまたは話すことができないう場合には、無料で通訳の援助を受けること」これに類似する規定をもつ条約は多くあり、<sup>(21)</sup>当然のことながら法廷における言語保障についての内容は同一ではない。それにもかかわらず、そこに共通する原則が以下のようにみいだされる。第一に個人は自身が理解する言語で罪状および逮捕理由を告げられる資格をもつこと、<sup>(22)</sup>第二に犯罪を犯した嫌疑をかけられた個人は、裁判所が用いる言語を理解できないときは通訳の援助を受ける権利をもつこと、<sup>(23)</sup>第三に欧州の文脈では、刑事手続において通訳・翻訳をしてもらう権利は、防御権にとつて基本的である場合には口述にとどまらず文書にもおよびこと、<sup>(24)</sup>第四に先住民族との関係においては、政治的・法的・行政的手続において先住民族の人々が進行する事態・手続を理解し、同時にそれらの人々の主張・要求が他者によって理解されるために、通訳・翻訳は刑事手続についてだけでなく法的手続一般についても提供されるべきこと、<sup>(25)</sup>である。

最後に、教育への権利保障・私的家族的生活の尊重にかんする規定がある。教育の権利は、いくつかの状況の下では、特定の言語による教育を受ける権利を含む。欧州人権裁判所は、トルコ統治下の北キプロスにおいてギリシア語使用の中等学校を廃止することは、キプロスのギリシア系児童にとつて教育を受ける権利が実質的に否定されたとみなされなければならない、と判示した。<sup>(26)</sup>また、ユネスコが一九六〇年に採択した教育差別禁止条約は、禁止される差

別として「何らかの区別、除外、制限又は優遇であつて、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、経済的条件又は門地にもとづき、教育における待遇の平等を無効にし又は害すること」と述べ、<sup>(27)</sup>言語にもとづく差別を禁止している。他方、私的・家族的生活の尊重への権利は、私的文脈における言語の使用を保護するものである。<sup>(28)</sup>欧州人権裁判所は、刑務所内の服役者がトルコ語以外の言語で親族と交流することをトルコが禁止したさいに、トルコは不法にこの権利を侵害したと判示した。<sup>(29)</sup>

## 2. 集団的権利を保護する少数者保護法<sup>(30)</sup>

1. で論じた諸規定は、個人的権利の枠組において言語を保護するものだった。それにたいしてここで扱う諸規定は、少数者の権利（少数者の法的保護）という文脈において言語を保護している。ここでの権利も個人の権利ではあるが、当該個人は少数者に属しており「その集団の他の構成員とともに」<sup>(31)</sup>これらの権利を享有している。これらの権利はすべての個人に付与されているわけではなく少数者の構成員のみに与えられている。このような点で、これらの権利は1. で論じた個人的権利とは区別される集団的性質を帯びている。

国際法による少数者の保護は、長い歴史を有している。自らに固有の言語を用いる権利を含む人種的、宗教的、言語的少数者の権利は、とりわけ戦間期の少数者条約により保護されてきた。常設国際司法裁判所もその趣旨の意見および判決を数度にわたり出している。<sup>(32)</sup>

それらを継承したのが自由権規約二七条である。同条は次のように述べる。「種族的、宗教的または言語的少数者が存在する国において、当該少数者に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教

を信仰しかつ実践し、または自己の言語を使用する権利を否定されない」同条が少数者の言語使用を保護しようとしていることは明らかである。<sup>(33)</sup> 実際に自由権規約委員会は、ウズベキスタンがタジク語の新聞を再登録しなかったことは自由権規約二条および二七条に違反すると認定したさいに次のように述べている。「少数者言語による教育は少数者文化の基本的部分をなす。有意義で重要なできごとをウズベキスタン内のタジク少数者社会に公表する媒体として、編集者と読者の双方が少数者言語としてのタジク語新聞を用いることは、タジク少数者文化の重要な要素である」<sup>(34)</sup>

地域レベルで少数者の権利をあつかつている拘束力ある国際文書として重要なものは、欧州評議会が作成し一九九八年に発効した民族的少数者保護のための欧州枠組条約（以下、欧州枠組条約）である。<sup>(35)</sup> 同条約の多くの規定が民族的少数者が自らの言語を使用する権利を保護している。たとえば同条約一〇条一項は「民族的少数者に属するすべての人は、自由にかつ介入なしに、公私の場において、口頭および書面により、自らの少数者言語を使用する権利を有する」と規定し、同条約五条一項の一般規定「国は民族的少数者に属している人々が自らの文化を維持・発展させ、自らのアイデンティティの基本要素すなわち言語を保存するための条件を促進することを約束する」を補完している。また、特定状況下で言語権を保護する規定が同条約に用意されている。たとえば九条一項は、表現の自由には情報やアイデアを少数者言語により受け取り伝えることが含まれると述べ、表現の自由への少数者の権利を保護している。一〇条二、三項は、刑事手続の文脈を含め公の機関との間の意思疎通に少数者言語を用いる権利を少数者に認めている。一一条は少数者にたいして氏名、署名、地形表記において少数者言語を用いることを認め、一四条は民族的少数者に属するすべての人が自らの少数者言語を学ぶ権利を保護している。これらの規定により保護される言語権の範囲

は、同条約の遵守状況を監視する枠組条約諮問委員会により明確化され、策定されてきた。民族的少数者の言語権について、同委員会は「枠組条約の下で民族的少数者に属する人の言語権」と題するテーマ別コメントリーを作成している(二〇一二年五月欧州評議会採択<sup>(36)</sup>)。

少数者の言語権を規定するその他の国際文書として、民族的・種族的・宗教的・言語的少数者に属する人の権利にかんする国連宣言<sup>(37)</sup>、国連先住民族権利宣言<sup>(38)</sup>、先住民族および部族にかんするILO109号条約<sup>(39)</sup>、欧州安全協力機構(OSCE)が作成した一九九〇年コペンハーゲン文書<sup>(40)</sup>、民族的少数者の言語権にかんする一九九八年オスロ勧告<sup>(41)</sup>などがある。

### 3. 文化保護法<sup>(42)</sup>

上であつかつた諸規定は、個人としての、あるいは少数者グループの構成員としての言語話者が、特定の言語を用いる権利を保護するものだった。これらの規定は、言語話者を保護する結果として、付随的に言語を保護しているといえる。これにたいして、文化保護法と括ることのできるもう一つの国際法は、文化の一側面として、言語自体を直接保護している。

言語話者の利益ではなく言語自体を保護するもつとも重要な国際文書は、欧州評議会が作成し一九九八年に発効した地域言語・少数者言語のための欧州憲章(以下、欧州憲章<sup>(43)</sup>)である。欧州憲章は、少数者言語問題を対象とした最初の条約であり、その目的は「文化的富の表現<sup>(44)</sup>」とみなされる地域語・少数者言語を保護・促進することにある。欧州憲章は、アラカルト方式を採用している。この方式の下で、締約国は、自らの領域内で地域言語・少数者言語を促進

する措置を選択することができる。たとえば欧州憲章第三部は、異なる分野で地域言語・少数者言語を促進するためにとり得る措置をリストアップしている。そのような分野として教育、裁判所、行政機関、公共サービス、メディア、文化活動・施設、経済社会生活がある。また、とり得る措置として、初等教育を地域語・少数者言語で行うこと<sup>(45)</sup>、民事手続（の一部）を地域語・少数者言語で行うよう裁判所に求めること<sup>(46)</sup>、地域語・少数者言語が使用可能なテレビ局・ラジオ局を設けること<sup>(47)</sup>、地域語・少数者言語が用いられた文化作品を他の言語に翻訳するよう求めること<sup>(48)</sup>などがある。欧州憲章二条二項の下で、締約国は、第三部のパラグラフまたはサブパラグラフのうち、少なくとも三五を適用することを約束しなければならない。つまり、締約国は、第三部にリストアップされている地域語・少数者言語を保護する諸措置のなかから少なくとも三五の措置を選択し、それを実施するよう求められている。締約国はまた、第二部に含まれている一般規定も適用しなければならない。締約国が欧州憲章上の義務を遵守しているかどうかは、欧州憲章専門家委員会が監視する。同専門化委員会はまた、締約国の報告を審査し勧告を行っている。

国家に言語の保護を義務づける条約として重要なのは、ユネスコが採択した諸条約である。無形文化遺産条約（二〇〇三年採択）二条二項 a は、保護される無形文化遺産として「口承による伝統および表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む）」をあげている。同条約二条は、締約国にたいして、自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置をとるよう求めている。また、文化的表現多様性条約（二〇〇五年採択）は、前文において、言語の多様性は文化の多様性の基本的要素であることを確認している。

これらの条約は、数多くの非拘束的文書によって補完されている。そのような非拘束的文書の一つである文化多様性世界宣言（二〇〇一年ユネスコ総会採択）は、加盟国にたいして人類の言語遺産を保護するよう求めている<sup>(49)</sup>。また、

ユネスコの後援の下二〇一八年に中国の長沙で開かれた言語多様性の役割にかんする国際会議はユエル（岳麓）宣言を採択した。同宣言は、言語多様性の保護・促進はSDGsの達成にとり不可欠なこと、言語多様性の保護・促進は国際社会の全部門の前向きで説明可能で測定可能な参加を必要とすること、言語多様性の保護・促進と科学技術の発展とを結びつけることが重要であることを強調している。<sup>(50)</sup>

一九七六年にユネスコ総会が採択した「多くの人々の文化的生活への参加および文化的生活への寄与にかんする勧告」は、国にたいして「民族的・地域的言語をはじめとするあらゆる形態の文化的表現を保護し、擁護し、その質を高めること」を求めている。<sup>(51)</sup>二〇〇三年にユネスコ総会が採択した「多言語主義およびサイバー空間への普遍アクセスの促進と使用にかんする勧告」は、「インターネットにおける多言語主義を奨励しサイバー空間における言語の存続という重要課題について適切な国家政策を策定するよう」国に求めている。<sup>(52)</sup>

他方でユネスコは、消滅の危機に瀕している言語の保護について有意義な実践を積み上げてきた。口承・無形の傑作人類遺産を宣言するユネスコ・プログラムは、言語を含む二つの傑作を無形文化遺産と宣言し保護してきた。それらは「ガリフナ語、ダンス、音楽」および「ザツバラ人の口承および文化表現」の二つである。<sup>(53)</sup>ユネスコの「消滅の危機に瀕した言語プログラム」は、世界中の消滅の危機に瀕した言語を保護するため、文書を作成し、専門家会合を国際的に組織し、さまざまな行動計画を策定している。同プログラムの活動には、「消滅の危機にある世界の言語アトラス」の発刊を通じて消滅の危機にある言語保護の必要性を世界に訴えることや、言語保存にかんする諸国のキャンペーン・ビルディングを行うことも含まれている。<sup>(54)</sup>インターネットにかかわる言語多様性および多言語主義にかんするユネスコ・プログラムも、この分野における重要な活動である。<sup>(55)</sup>最後に、国際先住民族言語年（二〇一九年）

の行動計画を率先して発展させ、運営しているのもユネスコである。<sup>(56)</sup>

## II 国際法による言語保護の評価

Iで概観したように、モウブレーは、国際法の言語保護の現状を、個人的人権法、少数者保護法および文化保護法の三つの法分野に分けて紹介している。次いでモウブレーは、各分野の言語保護の現状を批判的に評価している。これらの批判は、言語を個人・集団のアイデンティティとして捉える発想の欠如、公用語偏重による少数者言語の周辺化（以上、個人的人権法について）、アイデンティティ主体としての少数者の恣意的選定、それにとまなう移民（言語）の保護対象からの排除（以上、少数者保護法について）、民族的少数者の言語のみを保護し移民言語を保護対象に含めないという態度、「伝統的」言語や文化の保護に固執し文化や言語使用パターンが絶えず変化し続けることへの無理解（以上文化保護法について）からそれぞれ成り立っている。IIでは、これらの批判的評価を順次紹介する。

### 1. 個人的権利を保護する国際人権法<sup>(57)</sup>

I. 1. における検討の結果、個人的権利を保護する国際人権法規定が言語権の保護にかかわっていることはたしかである。I. 1. で検討した規定は、いずれも、言語における利益を理解し保護することについて類似のアプローチをとっている。それは、言語を、明示的であれ黙示的であれ、個人が他の人権や自由にアクセスするさいの、あるいは平等な構成員として社会に包摂されるさいの潜在的障害としてあつかっている点にみいだされる。これらの法

は、平等概念にもとづいて個人が社会に包摂されること、個人が公的分野、文化、裁判所、医療などへアクセスすることに、もっぱら関心を払っている。

もちろん、平等にもとづく包摂とアクセスは、言語的少数者および言語的少数者が話す言語にたいして実質的保護を提供している。しかしながら同時に、そのようなアプローチは法の作動域をいくつかのものに限定してしまう。これらの法はいずれも、コミュニケーション手段、包摂手段、アクセス手段として言語を捉えている。もっぱら言語の道具的意義に焦点を当てている。その結果、これらの法は特定の言語が諸個人にとって有している内在的意義、すなわち諸個人のアイデンティティという基本的側面を無視することになる。これらの法は、諸個人が自らに固有の言語を用い保つさいの利益のいくつかを認識せず、保護しないことになる。たとえば、これらの法は、消滅の危機に瀕している言語を保護するための何の根拠も提供していない。少数者がその国の公用語を話すことができる場合、これらの法は少数者が自らに固有の言語を用いる権利を制限してしまう。そのさいに、少数者のアイデンティティと文化にとつて彼女ら、彼らの母語が有している意義は考慮されないのである。

言語の道具的意義を重視することで言語権の作動域が制限される傾向は、公正な裁判および手続的公正性への権利において際立ってあらわれる。ここでの関連規定は、諸個人が自らに固有の言語を用いる権利を付与するものではなく、彼女ら・彼らが理解する（と推定される）言語を用いる権利だけを付与している。少数者の構成員がたとえ不完全であれ公用語を理解する場合、当該構成員が自らに固有の言語を用いることを許容する義務を国は負わない。刑事手続において当該構成員が自らを防御するために固有の言語を用いたいことに重要な理由があっても、このことは変わらない<sup>(58)</sup>。たとえ被告人が法廷言語を話さなくても、翻訳は公正な裁判および手続的公正性を確保するために最小限

なされるにとどまる。

差別禁止の分野、表現の自由の分野、文化的生活への参加の分野においても、言語を道具的・手段的に捉える傾向が共通してみられる。このような傾向は、言語の内在的意義に考慮を払わない。ここで言語の内在的意義とは、話者にとってアイデンティティの標識という意義、人類にとって世界の文化資源の一部という意義である。人類にとっての言語の意義は複雑かつ多面的である。言語の重要性は、そのコミュニケーション機能に、そしてアイデンティティおよび文化の要素としての構成的機能に、みてとることができる。この分野の国際法は、言語の道具的機能のみに注目しているため、言語にかんして人間が有している利益全体を保護することができずにいる。そのような法は、少数者言語とその話者に逆の結果をもたらし、少数者集団と少数者言語を周辺化することに積極的に貢献しているといえよう。

国際人権法が付与する個人的権利は、言語の使用を保護し少数者言語の話者に包摂・アクセス・平等を保証している。しかしながら、これらの法が言語の保護のために有している意義は限定的である。道具的アプローチがとられることにより、これらの法は、少数者集団および人類全体にとっての言語の内在的意義から生じる言語関連事項にとりくむことが妨げられている。同時に、この道具的アプローチは、少数者言語を障害または不全と捉え、公用語の地位を特権視することによって、少数者言語とその話者を周辺化する危険をはらんでいる。国際人権法の個人的権利は、言語の少数者とその言語が直面しているより明確な問題のいくつかにとりにくむことができるものの、他方で、言語の不利益性・不平等性というより実質的な構造には触れることがなく、それどころかそのような構造を覆い隠してしまう。

## 2. 集団的権利を保護する少数者保護法<sup>(59)</sup>

国際人権法の個人的権利が言語の道具的利益を保護しているのにたいして、I. 2. で言及した少数者の権利規定は、言語の内在的利益をも保護している。それらは言語を少数者のアイデンティティの固有で重要な一側面と捉えている。民族的・種族的・宗教的・言語的少数者に属する人の権利宣言一条は、国に少数者の民族的・種族的・宗教的・言語的アイデンティティを保護するよう求めている。欧州枠組条約前文は、民族的少数者に属する各人の民族的・種族的・宗教的・言語的アイデンティティを尊重するにとどまらずそれらの人々がアイデンティティを表現し、保存し、発展させることを可能にする適切な条件を作り出す必要性を強調している。欧州枠組条約五条は、少数者が自らのアイデンティティの基本的要素すなわち宗教、言語、伝統、文化遺産を保存する条件を促進するという特別な義務を国家に負わせている。言語を少数者のアイデンティティの基本的要素と特徴づけることによつて、ここでの法は、自らの言語使用における少数者のアイデンティティ関連の利益に重要な保護を提供している。その意味で、ここでの少数者の権利は、個人的権利に比べてより広く言語を保護している。言語を他の権利にアクセスする上での障害や不全ではなく、少数者のアイデンティティの重要な一部分と特徴づけることにより、ここでの法は、少数者集団と同集団が用いる言語の地位を周辺化させるのではなく、その地位を高めたということができよう。

しかしながら、言語を少数者のアイデンティティと捉えることは、ここでの少数者保護法の作動域を特定の方向に歪めており、その結果、この法による少数者言語の保護範囲は別の意味で制約されたものになっている。言語が少数者のアイデンティティの重要な一側面であることを理由に言語が保護される場合、一体誰のアイデンティティが保護

に値するのかわという問題が生じる。この分野の法は、それが適用される少数者集団を定義しているが、それらの多くは民族的少数者または先住民族である。つまり、もともとその地に居住していた少数者の権利を保護し、後に入ってきた移民集団の言語はほとんど保護していない。多くの国際文書は、民族的少数者が自らの言語を用いる権利を規定しているが、移民の言語的・文化的権利をあつかう文書は存在しない。<sup>(60)</sup> さらに、もともとその地に居住していた少数者だけに適用されるものとはされていない文書であっても、そのような少数者の権利保護にとって有利な解釈がなされる傾向がある。<sup>(61)</sup> もともとその地に居住していた少数者と移民との間の厳格な区別は、この分野の国際法の構造のなかに深く根ざしているのである。<sup>(62)</sup>

このように、少数者の権利法により移民言語に付与される保護は限られている。このアプローチを正当化する議論もあるが、それはこの分野における国際法作動域への実質的な制約になっっている。人口移動、グローバリゼーション、大量移民のプロセスに照らした場合、もともとその地に居住していた少数者と移民とを峻別することははたして妥当だろうか？ このような区分には、何が伝統的な言語・アイデンティティであって保護に値し、何がそうでないのか、という評価が必要になる。この分野の国際法の作動域を支える「伝統的少数者のアイデンティティ」という考え方は、移民コミュニティ（たとえばガストアルバイターと呼ばれる戦後トルコからドイツに移民したトルコ人からなる大きなコミュニティ）がその国の文化的・歴史的構成要素の一部をなすにいたった過程を考慮に入れることに失敗している。そのような移民の特定のアイデンティティや言語は、「伝統的少数者」のそれと同様、保護に値するものではないか。

### 3. 文化保護法<sup>(63)</sup>

I. 3. で検討した文化保護法は、言語を文化の一側面として保護し促進している。言語を文化の産物と特徴づけている。この分野の法の一つである文化的表現多様性条約は、文化的多様性のために言語を保護することの重要性を強調している。また、無形文化遺産保護条約は、文化遺産の一側面として言語の重要性を捉えている。これらのアプローチには、言語は文化的に有意義であり人類全体の利益のために保存する必要があるという考え方が通底している。欧州憲章は「文化的富の表現」としての言語を保護し、そうすることが「欧州の文化的富・伝統の維持と発展に寄与する」と述べる。無形文化遺産保護条約は、言語を人類の無形文化遺産の一部分として、また、文化的多様性の主動力として保護している。

このような、言語を人類の文化遺産の一部として保存されるべき文化的産物と捉えるアプローチから導き出されるのは、この分野の法が言語自体を対象にし、その保護・保存の必要に焦点を当てている、ということである。そこにおいては、それらの言語の話者の利益は考慮されない。<sup>(64)</sup> その結果、この分野の法は、言語自体を支援するための直接的措置をとるよう、言語の保存と維持のためのプログラムをとるよう、国家または国際機関に求めることになる。そこにおいては、それらの言語の話者の権利を保護するという視点が希薄であるものの、このようなアプローチをとることによって、この分野の法は、地域語・少数者言語・消滅の危機に瀕している言語を保護する国際的枠組のきわめて重要な一部分を構成している。

しかしながら他方で、言語話者の利益よりも言語自体に焦点を当てることは、この分野の法の作動域を制約してい

る。文化を人々の社会的慣行を具現するものというより文化的産物という観点から捉えることは、文化を靜的に概念化することにつながる。文化を伝統や遺産という観点からのみ保護する必要があると考えると、言語自体や異なる人間集団にとつての言語の文化的意義が時とともに変遷する過程を考慮に入れることができなくなる。

このような靜的アプローチは、国際法による言語保護の範囲を限定してしまう。それは文化遺産を構成するとみなされる「伝統的」言語に焦点を絞ることを奨励する。かくして欧州憲章は、欧州の文化的富と伝統の維持発展に貢献するため、「欧州の歴史的・地域的な少数民族の言語」を保護しようとする<sup>(65)</sup>。その結果、欧州憲章は特定の国において「伝統的に使用されてきた」言語だけを保護することになる<sup>(66)</sup>。欧州憲章専門家委員会は、そのような条件を厳格に解釈している。たとえばデンマークでは一五〇〇年頃からロマ人が居住し始めたが、専門家委員会の関心は、現在デンマークに居住しているロマ人は、この国に歴史的に存在していたロマ人の子孫であるか否か、いうことだった。専門化委員会は科学的調査に乗り出し、五〇〇〇人のロマ人にたいして彼ら・彼女らが一九世紀にシュレスヴィヒ・ホルシュタインから移住してきたテン・シンティ家族の子孫であるかどうかを明らかにした<sup>(67)</sup>。調査の結果、ロマニ語話者は一時的にこの国に居住したにとどまり、歴史的に継続したロマニ話者は存在しないことがわかった。この事実に依拠して、専門家委員会は、ロマニ語を欧州憲章の保護対象から除外した<sup>(68)</sup>。文化遺産概念にたいするこのような狭いアプローチは、より新しくその国に到達した言語、あるいは現在生まれつつある言語を保護する欧州憲章の能力を制限してしまう。たとえば他のロマニ語とは区別されるデンマーク版ロマニ語が發展しつつあり、それはユニークな言語として同化圧力から保護するに値し、人類の文化遺産の新たな要素になるかもしれない。上記のアプローチでは、このような可能性を考慮に入れることはできない。

言語が「継続的な歴史的存在」となっていることが、当該言語が欧州憲章により保護されるための条件である、という考え方が、専門化委員会報告のなかに示されている。<sup>(69)</sup> 専門家委員会が有している歴史、系譜、欧州の文化遺産という静的で歴史的な観点にたてば、当然のことながら、移民言語は「地域語・少数者言語」という欧州憲章の保護対象から除外されることになる。欧州憲章は「一国の領土内でその国の国民により伝統的に用いられた言語」だけを保護する。その結果、いかなる理由であろうと、その国の市民でない者により話された言語は保護対象から除かれてしまう。ラトヴィア、エストニアなどの国におけるロシア語は、これらの国のなかのロシア人（ソ連時代の移民の子孫）の社会がすっかりそこに定着し、保護に値する独自の文化遺産を有しているにもかかわらず、保護対象から除かれてしまうだろう。<sup>(70)</sup> 欧州憲章解釈に示されるこのような文化観は特殊であり、ノスタルジックなものと言えよう。それは二〇世紀～二一世紀の移民の大波が生じる以前の欧州観にもとづいている。伝統的な欧州の文化観と言ってもいい。ここにもまた、この分野の国際法が有している偏見がみとれる。すなわちそれは、民族的少数者の言語のみを保護し、移民言語を保護対象に含めないという態度である。より一般的にいえば、「伝統的」言語や文化の保護に固執し、文化や言語使用パターンが絶えず変化し続けることを考慮に入れない態度である。欧州憲章はこのようなアプローチが採用されているため、おもに「一国の領域内で伝統的に使用されてきた」言語を保護し、イデッシュ語やロマニ語などのような欧州横断的に発展・変遷してきた言語はその保護対象から除かれてしまう。<sup>(71)</sup>

上にみたように、個人的権利を保護する国際人権法、集团的権利を保護する少数者保護法、および、文化保護法という三つの法分野の言語保護にかんするアプローチは、相互に異なっている。それはとりもなおさず、言語保護を対象とする国際法のサブカテゴリーが、言語使用および言語保存にかんして互いに異なる利益と関心を有しているからにほかならない。モウブレーは、これらの法が言語の道具的利益にとどまらず言語の内在的利益も保護対象にしていること、および、これらの法が少数者および人類全体にとつてのアイデンティティの標識として、あるいは文化的に意義あるものとして、言語を捉えていることを積極的に評価している。しかし同時に、そこに内在している問題点を、彼女の抱く「あるべき言語保護」の観点から、鋭く批判したのである。それらの批判は以下の三つにまとめることができる。

第一に、国際法はもともとその地に居住していた人々の言語、とりわけ民族的少数者や先住民族の言語の保護に熱心であり、移民の言語保護にはあまり関心を寄せない、ということである。国際法が移民の言語を保護するのは、個人が他の人権を享有するためといった道具的な利益がある場合に限られる。そのような場合は、たとえば言語上の障害により公正な裁判を受けたり適切な健康ケアにアクセスしたりできない場合である。民族的少数者や先住民族の言語を移民の言語に優先するというアプローチには、一定の正当性が唱えられてきた。それによれば、もともとその国に居住していた人々の言語は大きな保護を受けるに値する。過去においてそれらの言語は不正に乱暴に抑圧されたので、そのような不正義から救済される資格がある。これにたいして移民は自らその国を選んで入国してくるのだか

ら、新たな環境に適応し、公用語を学ぶことが期待できる、というものである。<sup>(72)</sup>しかし、現代世界は急速な人口移動、グローバリゼーション、大量移民により特徴づけられ、移民が自ら移動する国を「選択した」というのは事実反する。移民することを即座に決めさせ、それを強いる不正義と不平等があることを考慮していない。したがって、もともとその地に居住していた人々の言語を優先するという国際法の態度は、正義を実現しそれに応じた権利を個人に付与するという国際法の権能を損なうおそれがある。

第二に、国際法は一国の公用語に特権的地位を認めていることである。行政機関とのコミュニケーションや交渉は、一般に公用語で行われる。少数者言語に広範な保護を与えている欧州枠組条約においても、国家機関とのコミュニケーションに公用語で行われる。少数者言語に広範な保護を与えている欧州枠組条約においても、国家機関とのコミュニケーションに公用語でなく少数者言語を用いるという権利は大幅に制約されている。個人が法廷用語を理解する場合に、当該個人が自らの言語を法的手続において用いることを認めている拘束力ある国際法文書は存在しない。国家機関とのコミュニケーションに公用語を使うのは実用的かつ効率的な方法ではあるが、手放してそれを容認することはできない。というのも、国家機関において用いられる公用語は、多くの場合当該社会の支配的集団の言語だからである。その場合、実用性・効率性は、けっして中立的なものでも、無垢のものでもなく、支配集団に有利に、他の集団に不利に働く。「効率性」も力行使するさいの口実として使われる。国際法が公用語を優先していることは、少数者言語の話者を正義から遠ざけてしまう点で、正義を実現するという国際法の権能を制約してしまう。

最後に言えることは、国際法は少数者言語または消滅の危機にある言語、およびそれらの話者の周辺化防止という課題になかなか正面から取り組むことができない、ということである。先に検討したように、個人的権利の法は、少数者言語の使用を障害または不全として扱っている。それは、少数者言語の周辺化を黙示的に受け入れていることを

意味する。少数者の権利法は、特定集団のアイデンティティのみに焦点を当てる国家の言語政策に無頓着であり、国家機関による言語選択がその国内部の少数者を周辺化しているという事実を正面から取り上げることができない。文化保護法としての欧州憲章は、保護の対象から非国籍保有者、移民、ロマ、ジプシー、旅行者、方言話者の言語を除外している。これらのカテゴリーの人々は、往々にして極端な社会経済的迫害を被っており、言語権の必要性が高い人々である。モウブリーはこのように述べて、現行国際法の言語保護への取り組みに一定の積極的評価を加えつつも、そこに見られるいくつかの重要な限界を剔抉している。

このようなモウブリーの言語観には、①社会的弱者である言語話者の利益を尊重し、②現実世界の弱者としての移民を含む少数者を保護し、③多数者言語としての公用語の少数者抑圧・周辺化機能を警戒し、④言語のもつアイデンティティ機能を重視する傾向が顕著に現れている。国際法の言語保護機能について、モウブリーは、これら①～④の総体としての「言語的正義」の実現を国際法は担うべき、という立場にたっていると見えよう。

国際法の言語保護の現状と課題を考察するモウブリーの研究は、示唆に富み魅力的である。その研究成果をふまえて、言語権の通時的・共時的展開過程を確認・把握すること、現行国際法および各国の国内法が言語をどのように扱っているかについて資料収集すること、ならびに、国際法が実現すべき言語的正義について考察を深めることを、筆者の今後の研究課題としたい。

(1) 寺倉憲一「持続可能な社会を支える文化多様性―国際的動向を中心に―」(国立国会図書館調査及び立法考査局『持続可能な社会の構築』、二〇一〇年)二二二―二二三頁。この点に関して、フランスの海洋学者ジャック・イヴ・クストー(Jacques-Yves Cousteau)は、一九九五年に開かれたユネスコ五〇周年シンポジウムにおいて次のように述べている。「あ

- る文化それ自体の内部の多様性、あるいはさまざまな文化の間の差異は、我々人類の文明の活力にとって不可欠の要素であり、人類のかけがえない財産である。文明社会にあつて誇るべき豊かな文化を存続させる道は、唯一、世界の文化多様性を保護する<sup>11)</sup>、生物多様性と文化多様性をともに保護する<sup>12)</sup>である。」次を参照。Tokyo Symposium: Science and Culture: A Common Path for the Future: Final Report (SC-96/WS-14), UNESCO/UNU, 1995, pp. 31–33. (<http://unesdoc.unesco.org/images/0010/001055/105558E.pdf>).
- (2) UNESCO, Universal Declaration on Cultural Diversity, adopted by the 31st Session of General Conference (November 2, 2001), Preamble, 5th paragraph.
- (3) UN Doc. A/RES/71/178 (2017), para. 13. <https://www.un.org/development/desa/dspd/2019/01/2019-international-year-of-indigenous-languages/>
- (4) Jacqueline Mowbray, “Language and International Law: How does International Law protect Languages and Linguistic Rights?”, *Japanese Yearbook of International Law*, Vol. 62 (2019), pp. 85–117 (以下 Mowbray I). *Id.*, *Linguistic Justice International Law and Language Policy*, Oxford University Press, 2012 (以下 Mowbray II).
- (5) Mowbray, I, pp. 86–87.
- (6) 以下の論述は、*ibid.*, pp. 87–92 に依拠している。
- (7) 同趣旨の規定に以下のものがある (Mowbray I, p. 87, note 6)。<sup>13)</sup> 世界人権宣言<sup>14)</sup> 七条、自由権規約<sup>15)</sup> 二条、社会権規約<sup>16)</sup> 二条、欧州人権条約<sup>17)</sup> 一四条および第一二議定書、米州人権条約<sup>18)</sup> 二四条、人および人民の諸権利にかんするアフリカ憲章<sup>19)</sup> (以下アフリカ憲章) 二二、三条。さらにモウブレイは、人種差別撤廃条約上の機関である人種差別撤廃委員会は、言語差別が人種差別の側面とみなされる場合、同条約規定が参照されるだろうと述べていることを紹介している (Mowbray I, p. 88, note 7)。<sup>14)</sup> 次を参照。 *Concluding Observations on Estonia, Report of the Committee on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination*, U.N. Doc. CERD/C/EST/CO/7 (2006), para. 16; *Concluding Observations on Morocco, Report of the Committee on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination*, U.N. Doc. CERD/C/MAR/CO/17–18 (2010), para. 11.

(8) Mowbray I, p. 88, note 8, *Diergaardt et al v Namibia*, Views of the Human Rights Committee, U.N. Doc. CCPR/C/69/

国際法は言語をこのように保護しているか。(西海)

- D/760/1997 (2000).
- (6) Mowbray I, p. 88, note 9, *D.H. v Czech Republic* (App 57325/00) (2008) 47 EHRR 3.
  - (10) Mowbray I, p. 88, note 10, *Gimme and others v Cameroon* (2009) *African Human Rights Law Reports* 9, para. 108.
  - (11) これに類似する規定として、以下のものがある (Mowbray I, p. 88, note 11)。<sup>10</sup> 世界人権宣言一九条、自由権規約一九条、欧州人権条約一〇条、米州人権条約二三条、アフリカ憲章九条。
  - (12) Mowbray I, p. 88, note 12, *Ballantyne, Davidson and McIntyre v Canada*, Views of the Human Rights Committee, U.N. Doc. CCPR/C/47/D/385/1989 (1993); *Singer v Canada*, Views of the Human Rights Committee, U.N. Doc. CCPR/C/51/D/455/1991 (1994).
  - (13) Mowbray I, p. 89, note 13, *Sütrun Aydın and others v Turkey* (App 49197/06), European Court of Human Rights decision of 22 January 2013. トルコ政府は、二〇一〇年五月一八日、この判決を履行した旨欧州評議会閣僚委員会に報告し (DH-D) (2020) 431)。同委員会は、同年六月一七日、トルコ政府による判決履行を確認する決議を採択した。 <https://hudoc.echr.coe.int/eng#%7B%22itemid%22%3A%22001-203706%22%7D>
  - (14) 同趣旨の規定は、以下のものがある (Mowbray, I, p. 89, note 18)。<sup>11</sup> 世界人権宣言二七条一項、アフリカ憲章一七条二項、経済的・社会的・文化的権利分野における米州人権条約議定書 (サンサルバドル議定書) 一四条一項 a)。
  - (15) Mowbray I, p. 89, note 19, *Recommendation on Participation by the People at Large in Cultural Life and their Contribution to It*, UNESCO Doc. 19C/Res. Annex I (1976), p. 29.
  - (16) Mowbray I, p. 89, note 20, *General Comment 21 of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights on the Right of Everyone to Take Part in Cultural Life* (Art. 15, Para. 1 (a) of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights), U.N. Doc. E/C.12/GC/21 (2009), para. 15.
  - (17) *Ibid.*, para. 11, 13.
  - (18) Mowbray I, p. 90, note 27, *Committee on Economic, Social and Cultural Rights, Concluding Observations on the Fourth Periodic Report of Morocco*, U.N. Doc. E/C.12/MARCO/4 (2015), para. 46.
  - (19) Mowbray I, p. 90, note 28, *Committee on Economic, Social and Cultural Rights, Concluding Observations on the Fourth*

*Periodic Report of Argentina*, U.N. Doc. E/C.12/ARG/CO/4 (2018), para. 63.

- (20) 同趣旨の規定に以下のものがある (Mowbray I, p. 91, notes 29–32)。欧州人権条約五条二項、六条三項 a、米州人権条約八条二項 a、子どもの権利条約四〇条二項 b vi、独立国における原住民および種族民にかんする EO169 号条約一二条、国連先住民民族権利宣言 (以下、先住民民族権利宣言) 一三条二項、移民労働者およびその家族の権利保護にかんする条約 (以下移民労働者条約) 一六条五項、八項、一八条三項 a、f。
- (21) 同趣旨の規定に以下のものがある (Mowbray I, p. 91, note 35)。自由権規約一四条三項 a、欧州人権条約五条二項、六条三項 a、移民労働者条約一六条五項、一八条三項 a。
- (22) 同趣旨の規定に以下のものがある (Mowbray I, p. 91, note 34)。自由権規約一四条三項 f、欧州人権条約六条三項 e、米州人権条約八条二項 a、児童の権利条約四〇条二項 b (vi)、移民労働者条約一六条八項、一八条三項 f。
- (23) Mowbray I, p. 91, note 35, *Kammasinski v Austria* (App 9783/82) (1991) 13 EHRR 36; *Hermi v Italy* (App 18114/02) (2008) 46 EHRR 46; EU Directive on the Right to Interpretation and Translation in Criminal Proceedings, *supra* note 29, Article 3 (1)。
- (24) 先住民民族権利宣言一三条二項。
- (25) Mowbray I, p. 92, note 38, *Cyprus v Turkey* (App 25781/94) (2002) 35 EHRR 30, para. 278。
- (26) 同条約一条一項。なお、社会権規約委員会において教育への権利が言語に関連する利益を保護するためにどのように用いられてきたかについては、Mowbray II, pp. 36–44 を参照。
- (27) そのような条約規定として、以下のものがある (Mowbray I, p. 92, note 40)。自由権規約一七、二三条、欧州人権条約八条。
- (28) Mowbray I, p. 92, note 41, *Nasret Kaya and others v Turkey* (App 42750/06), European Court of Human Rights decision of 22 April 2014。
- (29) 以下の論述は、Mowbray I, pp. 98–101 に依拠している。
- (30) 自由権規約二七条。
- (31) 戦間期の少数者の言語保護について、次を参照。Mowbray II, p. 29, notes 51, 52。また、次の常設国際司法裁判所の意見お

国際法は言語をどのように保護しているか。(西海)

- 45 采系 采維監。 *Treatment of Polish Nationals and Other Persons of Polish Origin or Speech in the Danzig Territory* (Advisory Opinion) [1933] PCIJ (ser A/B) No 44: *Rights of Minorities in Upper Silesia (Minority Schools)* (Judgment) [1928] PCIJ (ser A) No 15. *Minority Schools in Albania* (Advisory Opinion) [1935] PCIJ (ser A/B) No 64.
- (82) Mowbray I, p. 99, note 66. See *General Comment 23 of the Human Rights Committee: Article 27 (Rights of Minorities)*, U.N. Doc. CCPR/C/21/Rev.1/Add.5 (1994), para. 5.3.
- (83) Mowbray I, p. 99, notes 67, 68. *Manlonov and Sa'di v Uzbekistan*, Views of the Human Rights Committee, U.N. Doc. CCPR/C/95/D/2004 (2009), para. 8.7.
- (84) Mowbray I, p. 99, note 69. Framework Convention for the Protection of National Minorities, *European Treaty Series*, No. 157.
- (85) Mowbray I, p. 100, note 74. *The Language Rights of Persons Belonging to National Minorities under the Framework Convention, Thematic Commentary 3 of the Advisory Committee on the Framework Convention for the Protection of National Minorities*. Council of Europe Doc. ACFC/44DOC (2012) 001rev (2012).
- (86) United Nations Declaration on the Rights of Persons Belonging to National or Ethnic, Religious and Linguistic Minorities, U.N. Doc. A/RES/47/135 (1992) (UN Minorities Declaration).
- (87) United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, U.N.Doc. A/RES/61/295 (2007)
- (88) International Labour Organization Convention Concerning Indigenous and Tribal Peoples in Independent Countries, ILO Convention No. 169.
- (89) Mowbray I, p. 101, note 78. Conference on Security and Co-Operation in Europe. Document of the Copenhagen Meeting of the Conference on the Human Dimension (29 June 1990) 29 ILM 1305.
- (90) Mowbray I, p. 101, note 79. OSCE. Oslo Recommendations Regarding the Linguistic Rights of National Minorities (1998), *available at*: <<https://www.osce.org/hcnm/oslo-recommendations>>.
- (41) 采系 采維監。 Mowbray I, pp. 105–108 採維監 採維監。
- (42) European Charter for Regional or Minority Languages, *European Treaty Series*, No. 148.

- (43) 七条一項<sup>a</sup>。
- (44) 八条一項<sup>b</sup>。
- (45) 九条一項<sup>b</sup>。
- (46) 一一条一項<sup>a</sup>。
- (47) 一一条一項<sup>b</sup>。
- (48) Mowbray I, p. 107, note 108, *Main Lines of an Action Plan for the Implementation of the UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity*, UNESCO Doc. 31C/Res.25, Annex II, para. 5.
- (49) Mowbray, *ibid.*, *Protection and Promotion of Linguistic Diversity of the World: Yuelu Proclamation*, adopted by the International Conference on the Role of Linguistic Diversity in Building a Global Community with Shared Future, *available at* <[https://en.unesco.org/sites/default/files/yuelu\\_proclamation\\_en.pdf](https://en.unesco.org/sites/default/files/yuelu_proclamation_en.pdf)>.
- (50) Mowbray I, p. 107, note 109, Recommendation on Participation by the People at Large in Cultural Life and their Contribution to It, UNESCO Doc. 19C/Res. Annex I (1976), Article 4 (*g*).
- (51) Mowbray I, p. 107, note 110, Recommendation concerning the Promotion and Use of Multilingualism and Universal Access to Cyberspace, UNESCO Doc. 32C/Res 41, Annex (2003), Article 3.
- (52) Mowbray I, p. 107, note 111, Rieks Smeets, "Language as a Vehicle of the Intangible Cultural Heritage," *Museum International*, Vol. 56, No. 1–2 (2004), p. 159.
- (53) Mowbray I, p. 108, note 112, Mauro Rosi, "UNESCO and Languages: A Commitment to Culture and Development," *Museum International*, Vol. 60, No. 3 (2008); Janet Blake, "The International Legal Framework for the Safeguarding and Promotion of Languages," *Museum International*, Vol. 60, No. 3 (2008).
- (54) Mowbray I, p. 108, note 113, UNESCO, *A Decade of Promoting Multilingualism in Cyberspace* (2015), *available at* <<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf00000232743>>.
- (55) Mowbray I, p. 108, note 114, *Action Plan for Organizing the 2019 International Year of Indigenous Languages*, U.N. Doc. E/C.19/2018/8 (2018).

- (56) 以下の論述は、Mowbray I, pp. 93–98 に依拠してゐる。
- (57) Mowbray I, p. 94, notes 46, 47, 仏の裁判所がブルトン語で自己を防御することを認めなかったとして、ブルトン語を母語とする申立人が自由権規約委員会に申し立てたさいに、同委員会は申立人の主張を退け、フランスの自由権規約違反を認めなかった。次を参照。 *Guesdon v France*, Views of the Human Rights Committee, U.N. Doc. CCFR/C/39/D/219/1986 (1990).
- (58) 以下の論述は、Mowbray I, pp. 101–105 に依拠してゐる。
- (59) 移民労働者保護条約は、例外的かつ付随的に、移民労働者の言語使用を保護している。移民労働者条約一六条五項、一八条三項 a、一八条三項 f を参照。
- (60) Mowbray I, p. 102, notes 84, 85, *Commission on Human Rights, Commentary of the Working Group on Minorities to the UN Declaration on the Rights of Persons Belonging to National or Ethnic, Religious and Linguistic Minorities*, U.N. Doc. E/CN.4/Sub.2/AC.5/2005/2 (2005), para. 10, 11.
- (61) Mowbray I, p. 102, note 86, Philip McDermott, “Language Rights and the Council of Europe: A Failed Response to a Multilingual Continent?” *Ethnicities*, Vol. 17, No. 5 (2017), p. 603.
- (62) 以下の論述は、Mowbray I, pp. 108–114 に依拠してゐる。
- (63) Mowbray I, p. 109, note 118, 欧州憲章専門家委員会は、欧州憲章は文化的富の表現としての言語をターゲットとし、少数者集団自体はターゲットとなさずと述べてゐる。次を参照。 *Application of the Charter in Ukraine, Report of the Committee of Experts on the European Charter for Regional or Minority Languages* Council of Europe Doc. ECRML (2010) 6 (2010), p. 94.
- (64) 欧州憲章前文。
- (65) 欧州憲章一条。
- (66) Mowbray I, p. 109, note 122, *Application of the Charter in Denmark, Report of the Committee of Experts on the European Charter for Regional or Minority Languages*, Council of Europe Doc. ECRML (2011) 1 (2011), para. 22.
- (67) *Ibid.*, paras. 19–21.
- (68) Mowbray I, p. 110, note 124, *Application of the Charter in Denmark, Report of the Committee of Experts on the European*

- Charter for Regional or Minority Languages*, Council of Europe Doc. ECRMIL (2014) 9 (2014), para. 15.
- (69) Mowbray I, p. 110, note 125. *Application of the Charter in Serbia, Report of the Committee of Experts on the European Charter for Regional or Minority Languages*, Council of Europe Doc. ECRMIL (2009) 2 (2009), paras. 8–21; *Application of the Charter in Ukraine, Report of the Committee of Experts on the European Charter for Regional or Minority Languages*, Council of Europe Doc. ECRMIL (2010) 6 (2010), paras. 19–52; *Application of the Charter in Croatia, Report of the Committee of Experts on the European Charter for Regional or Minority Languages*, Council of Europe Doc. ECRMIL (2010) 9 (2010), para. 8; *Application of the Charter in Poland, Report of the Committee of Experts on the European Charter for Regional or Minority Languages*, Council of Europe Doc. ECRMIL (2011) 5 (2011), paras. 7–21.
- (70) Mowbray I, p. 110, note 126. それらの国は独立を達成したとき、すべての永住民に国籍を付与したわけではなく、連占領以前から国民だった者の子孫にのみ国籍を付与した。このとき以来、国籍取得のための言語要件が課され、その結果、ロマ系住民は国籍を取得できなかった。ロマ系における状況について、次を参照。 *Third Opinion on Latvia, Report of the Advisory Committee on the Framework Convention for the Protection of National Minorities*, Council of Europe Doc. ACFC/OP/III (2018) 001REV (2018), pp. 11–14. *欧州憲章* がそれらの国々におけるロマ言語に適用されるかどうかの問題は、実際上の問題ではなく、どうのでも、それらの国々のいずれも欧州憲章当事国ではないからである。ただし、それは欧州憲章の適用範囲の外延を示している点で有用である。
- (71) Mowbray I, p. 111, note 128. Explanatory Report to the European Charter for Regional or Minority Languages. *European Treaty Series*, No. 148, available at <<https://rm.coe.int/CoERMPublicCommonSearchServices/DisplayDCTMContent?documentId=09000016800c5e55>>, para. 36.
- (72) Mowbray I, p. 114, note 142, Wili Krynlicka and Alan Patten, “Language Rights and Political Theory,” *Annual Review of Applied Linguistics*, Vol. 23 (2003), p. 3, especially at pp. 5–6.

(本学法学部教授)